

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

先代の細川信義が亡くなって、早や一年が経ちました。おかげさまで、ヨチヨチ歩きながらも新生細川グループで動かさせていただいております。母の13回忌、父の1回忌も終わり、自分自身も相続を2回経験しております。相続・事業承継の難しさを肌身で感じている中、お客様にもぜひ、事前対策をお勧めします。税理士法人細川総合パートナーズ、株式会社細川総合パートナーズ、株式会社エンゼル総研、エンゼルキャピタル株式会社、株式会社ホットライン等グループメンバーで総力をあげて、お手伝いさせていただきますので、ぜひ何でも早めに、ご相談ください。

## 「今回のトピックス」

### ＜税務＞平成25年度個人税制 改正ポイントの整理

～所得税に関する改正～ ①最高税率の引き上げ（平成27年1月～）②住宅ローン減税の拡充（平成26年4月～平成29年12月）③金融所得課税・軽減税率の廃止（平成26年1月～）・少額投資非課税制度/NISA（平成26年1月～平成35年12月）

～資産税に関する改正（平成27年1月～）～ ①相続税基礎控除額の引下げ②相続税の最高税率の引上げ、税率構造の見直し③小規模宅地等の特例の見直し（一部平成26年1月～）④相続税の未成年者控除及び障害者控除の引上げ⑤暦年贈与の税率の引上げ、税率構造の見直し⑥相続時精算課税制度の拡充⑦事業承継税制の見直し

### ＜税務＞中小企業者等の支援措置（平成25年4月～平成27年3月）

商業・サービス業等を営む中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが建物附属設備（60万円以上）又は器具備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める制度が創設されました。この適用を受けるには、申告書等に一定の明細書並びに「認定経営革新等支援機関」の指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付する必要があります。当会計事務所も経営革新等支援機関の認定を受けておりますので、優遇税制の適用をお手伝いすることが出来ます。

### ＜職員より＞

平成25年11月18日は、細川信義所長が亡くなってからちょうど1年でした。税理士法人を設立して事業を継続し、以前にも増して顧問先様に喜んで戴ける仕事をしようと職員一同は頑張っていますが、あっという間に1年が過ぎたように感じています。

消費税の税率アップや相続税法の改正など税制が大きく変わろうとしています。どのような些細なことでもかまいません。疑問がありましたら遠慮なく職員まで問い合わせください。（岡本）

### 税務予定表

#### ＜12月＞

- ・固定資産税・都市計画税第3期分納付
- ・給与所得の年末調整
- ・10月決算法人の確定申告

#### ＜1月＞

- ・源泉所得税納期の特例分納付
- ・個人住民税第4期分納付
- ・11月決算法人の確定申告
- ・給与支払報告書・法定調書の提出
- ・償却資産の申告

#### ＜2月＞

- ・12月決算法人の確定申告
- ・固定資産税第4期分の納付

年末調整の時期がやって参りました。保険料控除証明書や、住宅ローンのある方は銀行が発行する残高証明書と税務署が発行する控除証明書などのご用意をお忘れなく。